

運転免許証等の自主返納

申請による運転免許の取消し（自主返納制度）

身体機能の低下などを自覚し、自主的に免許証を返納したいとの要望

平成9年の道路交通法改正により、自主返納制度を導入（平成10年4月施行）

運転経歴証明書・マイナ経歴証明書

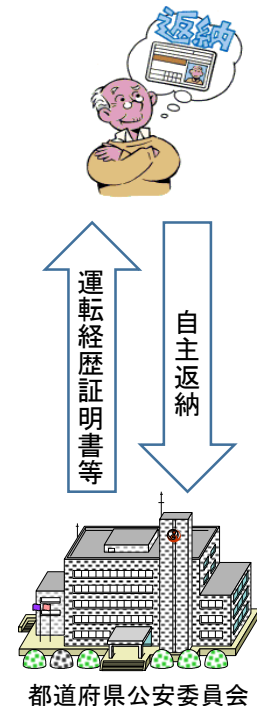
「自主返納を行うと身分証明書がなくなってしまう」等の懸念

平成13年の道路交通法改正により、運転経歴証明書を導入（平成14年6月施行）

平成24年の犯収法施行規則改正により、銀行等において、本人確認書類として使用可能に（平成24年4月施行）

令和元年の道路交通法改正により、運転免許の失効者も運転経歴証明書の交付申請が可能に（令和元年12月施行）

令和4年の道路交通法改正により、マイナ経歴証明書の運用が開始（令和7年3月施行）



自主返納しやすい環境整備

○自動車等の運転に不安を覚える高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を推進

【自治体等における支援施策】

- ・バス運賃の割引 ・タクシー運賃の割引 ・鉄道料金の割引 ・交通系ICカードの交付
- ・食材配達利用料金の割引 電動車いす購入料金の割引 自動車の廃車手続無料 等

※詳細は、全日本指定自動車教習所協会連合会ホームページ
「高齢運転者支援サイト」参照
<https://www.zensiren.or.jp/kourei/>



○安全運転相談等の充実・強化

- ・令和元年11月から安全運転相談ダイヤル「#8080」の運用を開始するなど、加齢等により運転に不安を感じる高齢運転者等からの安全運転に係る相談を実施

運転に不安を感じたら
まずは相談

安全運転相談ダイヤル
#8080

運転免許証を返納すると
「運転経歴証明書」
の交付が受けられます。

各県特設も
受けられます。

運転に不安を感じたら
まずは相談

加齢に伴い、視野障害や聴力の低下など、身体機能が低下すると、運転操作が難しくなることがあります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性があります。

「若い頃とちょっと違うな」「おかしな」と感じたら、運転免許証返納の時期です。

高齢ドライバーや家族のみなさん、風邪や病気等で運転を続けることに不安を感じたら、お気軽に、安全運転相談ダイヤルに相談してください。

運転に不安を感じたらお電話ください。

運転中、ヒヤッとしたことがある、物忘れが多くなった、運転が難しくなってきた、運転中に集中できなくなってきた、運転中にヒヤッとしたことがある、物忘れが多くなった、運転が難しくなってきた、運転中に集中できなくなってきた。

運転免許証を返納すると「運転経歴証明書」の交付が受けられます。

各県特設も受けられます。

運転経歴証明書は、運転免許に代わる法的な身分証明書として、銀行口座の開設時等に利用可能です。その他、タクシーの乗客割引や、電利券の割引など様々な特典が受けられます。（自治体により異なります。）